

議案第11号関連資料

明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

1 目的

地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標達成のために制定された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）が令和3年4月1日に施行されることにより、省エネ基準の適合を建築確認の要件とする建築物の対象として中規模のオフィスビル等が追加されることになったほか、規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正概要

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、これまで大規模のオフィスビル等(延床面積2,000㎡以上の非住宅建築物)が対象であった省エネ基準の適合が、中規模のオフィスビル等(延床面積300㎡以上2,000㎡未満の非住宅建築物)に拡大されることに伴い、エネルギー消費性能確保計画の適合性判定(変更を含む)の手数料を新たに追加します。

金額については国が示す積算根拠に準拠しています。以下(2)～(4)についても同様です。

エネルギー消費性能確保計画の適合性判定申請の審査に係る手数料(抜粋)

改正		現行	
300㎡以上～1,000㎡未満	22,000円	—	
1,000㎡以上～2,000㎡未満	35,000円	—	
2,000㎡以上～5,000㎡未満	103,000円	2,000㎡以上～5,000㎡未満	103,000円

- (2) エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請手数料について、省エネ基準適合の範囲に追加される300㎡以上2,000㎡未満の区分を新たに追加します。

エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請手数料(抜粋)

改正		現行	
300㎡以上～1,000㎡未満	17,000円	—	
1,000㎡以上～2,000㎡未満	23,000円	—	
2,000㎡以上～5,000㎡未満	85,000円	2,000㎡以上～5,000㎡未満	85,000円

- (3) エネルギー消費性能向上計画の認定及びエネルギー消費性能の適合表示認定に係る手数料設定について、現行の手数料で設定している 300 m²以上 2,000 m²未満の区分を、300 m²以上 1,000 m²未満、1,000 m²以上 2,000 m²未満に分割します。

エネルギー消費性能向上計画認定及びエネルギー消費性能適合表示認定に係る手数料（抜粋）

改正		現行	
300 m ² 未満	12,000 円	300 m ² 未満	12,000 円
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	22,000 円	300 m ² 以上～2,000 m ² 未満	35,000 円
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	35,000 円		
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	103,000 円	2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	103,000 円

- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定について、現行で設定している非住宅部分の手数料の 300 m²以上 2,000 m²未満の区分を 300 m²以上 1,000 m²未満と 1,000 m²以上 2,000 m²未満の区分に分割します。

低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料（抜粋）

改正		現行	
300 m ² 未満	12,000 円	300 m ² 未満	12,000 円
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	22,000 円	300 m ² 以上～2,000 m ² 未満	35,000 円
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	35,000 円		
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	104,000 円	2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	104,000 円

3 近隣他市町の状況

兵庫県及び兵庫県内の特定行政庁は、改正時期及び手数料額とも同様になる見込みです。

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日